

# 第3講 知的財産・個人情報 ・情報セキュリティ

教材のダウンロードは以下URLにアクセスし、印刷して受講すると効果的です。

**赤字を書き込んでいくとより効果的です！！！！**

<https://joho-tarou.com/>



JOHO 太郎「情報 I」スーパー講義

# 3-1 知的財産権

## 知的財産権

### 著作権

著作権 = 著作者の権利  
 ※著作物 … 思想・感情を創作として表現

**重要!**

- ✓ 作品を作った時に発生
- ✓ 日本では死後70年まで保たれる
- ✓ 著作物を利用するためには著作者からの許諾が必要
- ✓ Copyrightを示す©マークで著作権者を明示
- ✓ 許諾を得ずに使用する場合「引用」する。ルールあり!



### 産業財産権

#### 特許権

#### 実用新案権

#### 意匠権

#### 商標権

発明

構造  
形状

デザイン

マーク  
ロゴ

### ※特許庁のサイトからの「引用」

産業財産権とは



**重要!**

特許庁に出願!

暗記!



出典：特許庁ウェブサイト  
 (https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai01.html)

## 3-2 個人情報

### 個人情報

**単独**または**組み合わせ**によって**個人を識別**できる情報 **重要!**

組み合わせると個人を特定

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、顔写真、年齢、性別、学歴、職歴、生年月日、血液型、家族構成、趣味、病歴

他の情報と照合し、特定につながる

パスポート番号、運転免許証の番号、マイナンバー、指紋のデータ

悪用されないよう、適切な管理が求められている

**重要!**

権

プライバシー権

私生活の情報を他人に知られない権利

肖像権

自分の姿の公表の拒否権

利

パブリシティ権

有名人の肖像は本人が独占できる権利

**重要!**

個人情報保護法

個人情報を扱う事業者に対する情報の取り扱い方を定めた法律。流出させた場合罰則。

個人情報を第三者に提供する場合

オプトイン

本人の事前承諾した個人情報だけ提供

オプトアウト

第三者提供を示しつつ、希望があれば停止する

**重要!**



# 3-3-1 情報セキュリティ 不正アクセス

不正アクセス

正当な権限のないコンピュータにアクセスする行為



スパイウェア

コンピュータに仕込み、外部に  
情報送信



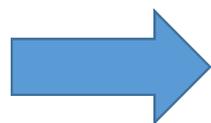
フィッシング

詐称メールを送り、ホームペー  
ジに誘導、情報を入力させる



ソーシャルエンジニアリング

管理者のフリをして情報を聞き  
出す。



不正アクセス禁止法

不正アクセス行為を禁じるための法律。



個人認証

ユーザ認証 (ID / Password)

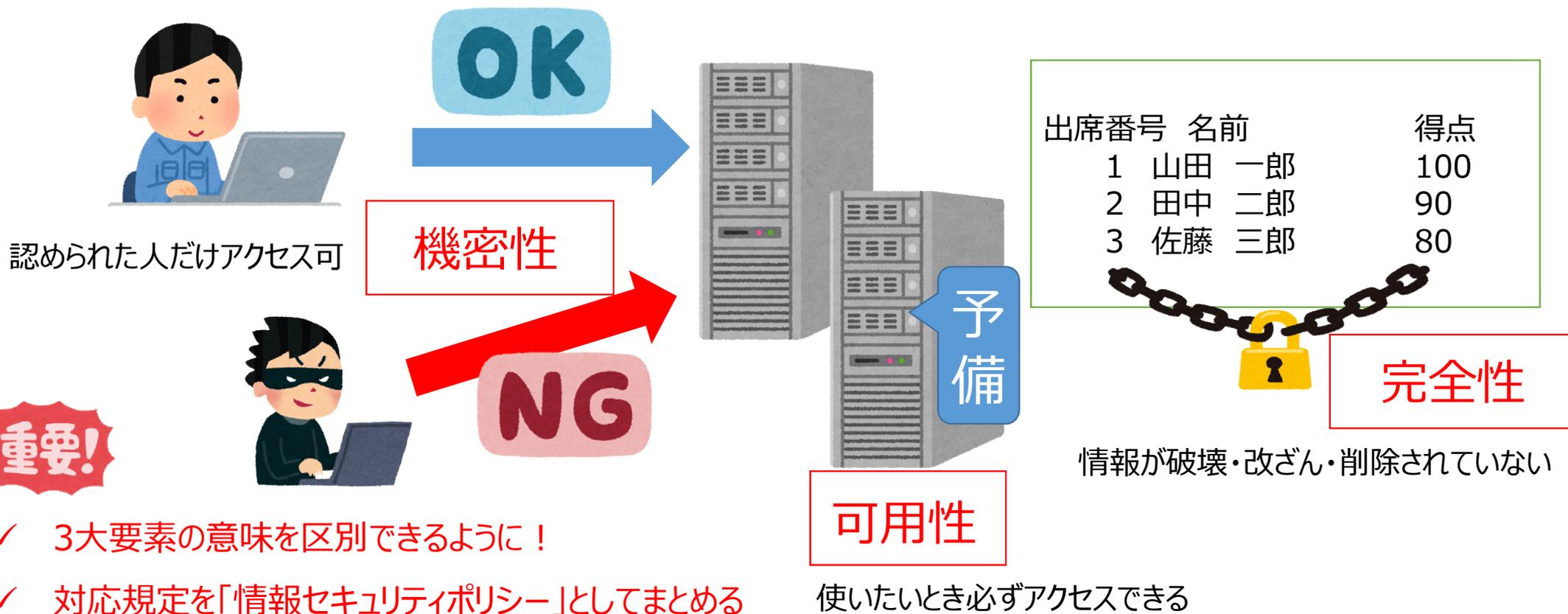
多要素認証

ユーザ認証/SMS/電話/指紋等 から2つ以上

## 3-3-2 情報セキュリティを保つ3大要素

### 情報セキュリティ

コンピュータを使用する時に、機密情報の流出や改ざんが起これないように、確実に使える状態にすること



## 第3講 確認問題 問1

知的財産権の中で、権利のために申請・登録手続きを必要としないものはどれですか。

- ① 著作権
- ② 実用新案権
- ③ 意匠権
- ④ 商標権

→ 正解は① 著作権は作品を創作した時に著作物の創作者に対して発生する権利で、申請を必要としません。

②、③、④は産業財産権についてで、申請を必要とします。

## 第3講 確認問題 問2

個人情報第三者に渡した事例のうち、個人情報保護法において、本人の同意が必要なものはどれですか。

- ① 裁判所からの法令に基づいた照会があり、顧客情報を裁判所に渡した
- ② 関係会社のサービスを宣伝するために、顧客情報を関係会社に渡した
- ③ 商品の配送業務を委託するために、顧客情報を配送会社へ渡した
- ④ 顧客リスト作成のために、データ入力を委託している業者に顧客情報を渡した

→ 正解は②です。

個人データを本人以外の第三者に提供するときは、原則として、あらかじめ本人の同意が必要です。ただし、本人の同意を得なくても、例外的に個人データを第三者に提供できる場合があります。

(例) 法令に基づく場合(警察、裁判所、税務署等からの照会)、人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合、公衆衛生・児童の健全育成に必要で本人の同意取得が困難な場合、学術研究目的での提供・利用、委託・事業承継・共同利用など

出典：政府広報オンライン (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>)

## 第3講 確認問題 問3

不正アクセス禁止法で禁じられている行為はどれか。

- ① スパイウェアを自分の責任の元、ダウンロードを行った。
- ② 利用しているSNSに使い分けのために複数のアカウントを作成した。
- ③ USBメモリを無断で持ち出し、自分のPCにデータをコピーした。
- ④ 他人のIDとパスワードを盗み見して、他人になりすまそうとメモ帳に記録した。

→ 正解は④です。

不正アクセス行為を行う目的で、他人の個人認証情報を盗む行為は禁止されています。③は認証がないUSBメモリのため不正アクセス禁止法には該当しませんが、USBメモリを無断で持ち出している所以他の罪（窃盗罪）等に該当する可能性があります。

## 第3講 確認問題 問4

「機密性」の向上につながる行為を以下から選んでください。

- ① パスワードを類推されない複雑なものに設定する。
- ② コンピュータに保存されたデータの改変履歴を残す。
- ③ コンピュータを多重化し、片方が壊れても使える状態にする。
- ④ パスワードを覚えやすい数字 4 桁で運用する。

→ 正解は①です。

機密性とは、情報が漏えいしないように管理することを意味しています。  
また、②は完全性、③は可用性の向上につながる行為となります。  
そして、④は機密性を下げる行為となります。

第3講が完了しました！

---

Good job!

チャンネル登録をお願いします！